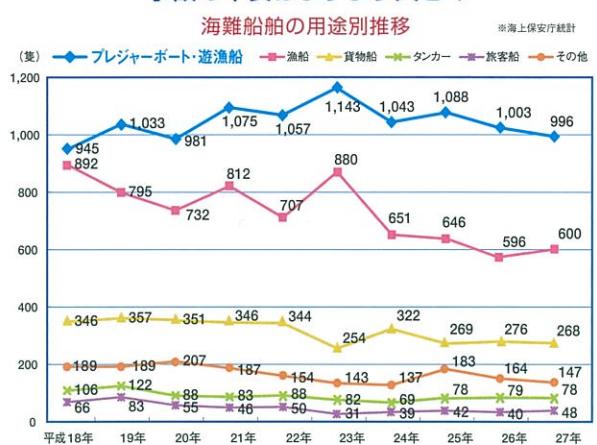


万一に備え、プレジャーボートに賠償責任保険をつけることは、
今やマナーでもあり、ご自身を守る手段です。

プレジャーボートの増加とともに、
事故の不安はますます大きくなっています。



意外にも、交通事故とほぼ同じ!
海上での賠償事故発生率

交通事故発生率
(自損事故を含みます。)

0.66%
536,899件 /
80,900,730台

漁船賠償事故発生率

0.73%
1,230件 /
168,868隻

心配なのは、高額な賠償負担金
人身賠償負担金はどのくらい?

40才男性(扶養者あり)1名の死亡の場合

$$\begin{aligned} \text{葬儀費} & 60\text{万円} + \text{逸失利益} & 7,614\text{万円} + \text{慰謝料} & 1,300\text{万円} \\ & = \text{人身賠償負担金額} & & 8,974\text{万円} \end{aligned}$$

※自賄責基準により算定。過失割合は100:0の場合。
※前年度年収800万円・生活費控除35%・ライブペツツ係数を用いて逸失利益を算定。
慰謝料は、本人分と遺族3名(妻・子2人)分を含む。

どうする?高額な漁業補償、
事故や遭難での救助費用

漁業補償等

定置網や養殖施設などへの乗り上げ
最大 2,500 万円 程度

捜索救助費用

座礁などの事故や、乗船者の落水
最大 200 万円 程度

※漁船保険20トン未満事故支払実績 平成元年度～27年度

プレジャーボート PB責任保険 PB総合保険

For Safety Cruising



改定'17.4.2

PB総合保険(5トン以上のPB責任保険を含みます。)はヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険を任意でお組み合わせいただく全国プレジャーボート安全会員向けの保険で東京海上日動火災保険株式会社の引き受けとなります。このパンフレットはPB総合保険のうち、5トン以上のPB責任保険(ヨット・モーターボート総合保険)、PB責任保険ワード(動産総合保険)、PB搭乗者傷害保険(ヨット・モーターボート総合保険の搭乗者傷害危険担保特約)の概要について紹介したものです。遊漁船業者賠償責任、船客傷害賠償責任保険については別紙パンフレットをご覧ください。なお、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険は全国プレジャーボート安全会を契約者とする団体契約です。

ご加入内容に関する
大切なお知らせ

ご加入・ご更新いただく前に、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についても併せてご確認いただき、万一誤りがありましたら取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

漁港やマリーナなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。



引受

5トン未満のPB責任保険

日本漁船保険組合(お問い合わせ先と同じ)

上記以外の保険(PB総合保険)

(東京海上日動火災保険代理店)

(株)エフ・ブイ・アイサービス

~「エフ・ブイ・アイ」は、Fishing Vessel Insurance(漁船保険)の略です~

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-2-2号比谷ダイビル

TEL (03) 5532-1366 FAX (03) 5532-1367

漁船保険とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、約17万隻の漁船と約1万7千隻のプレジャーボートが加入しています。

お問い合わせ先(加入手続き・各種変更手続き等)

日本漁船保険組合 福井県支所

〒910-0005 福井県福井市大手2-8-10(県水産会館内)
TEL: (0776) 22-6194 FAX: (0776) 22-6193

このパンフレットは、プレジャーボート責任・総合保険の概要を紹介したものです。詳細は「保険約款」によりますが、ご不明な点がありましたら、お問い合わせ先、取扱代理店、保有する保険約款によります。ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みいただき、「保険約款」をご覧ください。

20トン未満のレジャー艇（プレジャーモーターボート、プレジャーヨット）

5トン未満の営業艇（遊漁船、旅客船、瀬渡し船、交通船、遊覧船）

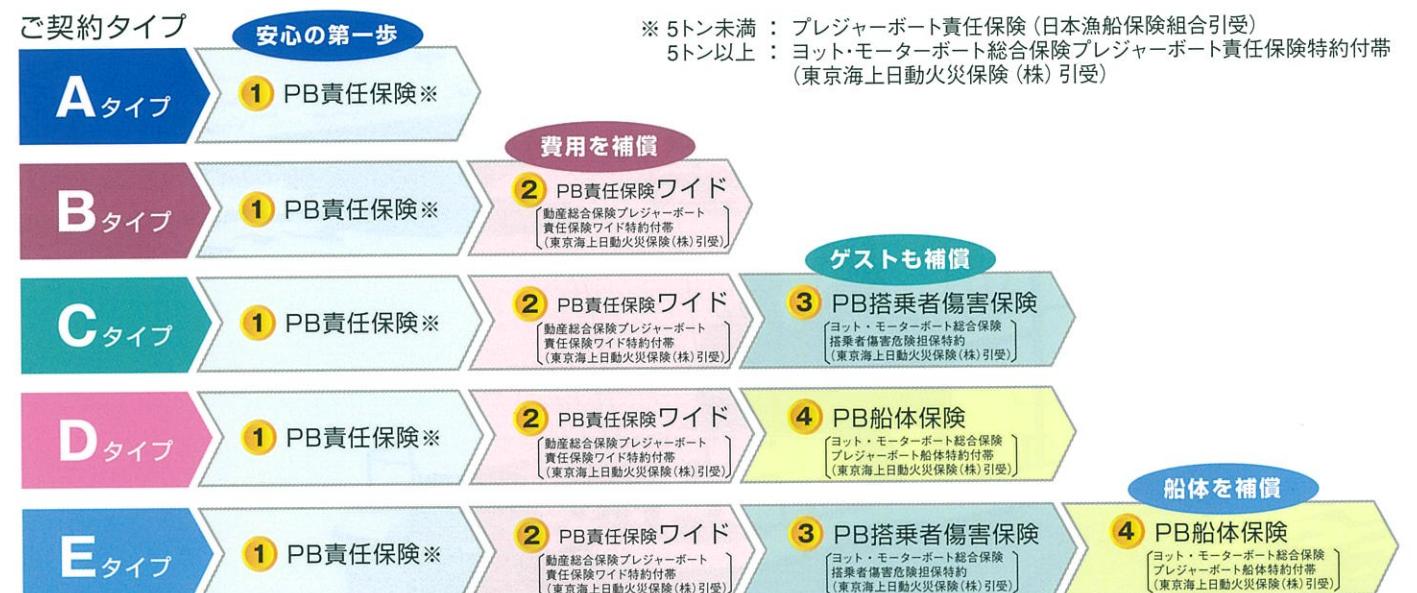
※漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、貨物の運搬を業とするもの、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

PB責任保険・PB総合保険の特徴とメリット

1. 捜索救助費用は、PB責任保険にセット付帯（人命だけではなくご自身の艇の曳航救助費用も補償します。）
2. 無事故艇は保険料を割引（無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみ。）
3. 団体加入で保険料を割引（10隻以上19隻以下で5%、20隻以上で10%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみで、保険期間を同一として一括加入される場合。）
4. 海の事故処理に精通した専門スタッフ（漁業者との事故解決など、迅速・適切に対応します。）

保険構成・ご契約パターン

A・B・C・D・Eの、5つのタイプの中からお選びください。



保険料（年額）はどのくらい？（5トン未満モーターボート50馬力以下の場合）

Aタイプ	① PB責任保険 13,200円	合計保険料 13,200円
Bタイプ	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円
		合計保険料 17,200円
Cタイプ	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円
		③ PB搭乗者傷害保険 5,160円
		合計保険料 22,360円
Dタイプ	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円
		④ PB船体保険 25,000円
		合計保険料 42,200円
Eタイプ	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円
		③ PB搭乗者傷害保険 5,160円
		④ PB船体保険 25,000円
		合計保険料 47,360円

保険金額1事故につき1億円

1名保険金額500万円×定員3名 保険金額100万円・実損タイプ

上記A・B・C・D・Eパターン以外のご加入はできませんので、ご注意ください。

保険期間

保険期間（保険の対象となる期間）は、保険開始日から1年間です。
(初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。)



安心の第一歩です

1 PB責任保険

こんなときに保険金をお支払いします

対人賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 自船の乗船者以外の遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



対物賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）の財物を滅失・破損・汚損し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などの漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



人命捜索救助費用

船体捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により捜索または救助または移送された際に、捜索者からの請求に基づいて、乗船者が支出した捜索、救助、移送の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合。



船体捜索救助費用

人命捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じ、他の船舶により自艇が曳航または救助された際に要した費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

○保険金のお支払い

●お支払いする賠償金および費用の額が1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。（1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。）

●人命及び船体の捜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合には船舶使用料（乗組員の給料・食料費を含む）及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費・乗組員の給料・食料費をお支払いします。（ただし、これらの費用のうち引受け保険会社が正当と認めるものに限ります。）その他の費用については、PB責任保険ワイドの捜索救助費用で補償されるものがあります。

また1回の遭難につき2名以上の被保険者が捜索救助費用を負担した場合で各被保険者に対する捜索救助費用の合計額が保険金額を超えるときは次の算式により算出した額を各被保険者にお支払いします。

200万円×各被保険者に対する捜索救助費用／各被保険者に対する捜索救助費用の合計額

●遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。

●対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法

次のような損害賠償金や諸費用をお支払します。

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（被衝突船舶にかかる修理費等の損害、積荷の引揚、治療費、慰謝料等）*

②被保険者に對し損害賠償請求訴訟が提起された、または仲裁・示談となったときに必要または有益であった訴訟費用、または仲裁・示談手続きに必要な費用

③海難審判に必要、または有益であった費用

④②の場合において損害賠償に関し仮差し押さえを排除するために必要な保証料、または保証金借入利息

⑤保険の対象となる事故について被保険者の責任を防衛、軽減するために必要または有益な費用

【お支払い方法】

上記①と②～⑤の争訟費用*を除いたものの合計額を保険金額を限度にお支払いします。

*争訟費用*については引受け保険会社が認める場合に限り実額をお支払いします。

*1船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、その制限された後の金額を損害賠償金の額とします。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなして保険金をお支払いします。

また他の船舶の乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり40万円を限度とします。

*2「争訟費用」とは損害賠償に関する訴訟の提起または応訴のために必要または有益な費用をいいます。

○保険金をお支払い出来ない主な場合

●自船の乗船者（操縦者、出港時に乗船していた方などを含みます）に対する賠償責任

●被保険者の同居の親族に対する賠償責任

●漁船の航行する水域またはこれに隣接する港湾施設以外で生じた事故に対する賠償責任

●正貨・貴金属・宝石・債券その他の流通証券およびこれらに類似の財物に生じた損害に対する賠償責任

●人命及び船体の捜索救助費用のうち、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるもの。

●自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害

●担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側））から外れているときに生じた事故による損害（5トン以上の場合）

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（5トン以上の場合）

●法令に違反して保険に係るプレジャーボードを運航した場合に生じた損害（5トン未満の場合）

●保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボード又はその運航につき通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき（5トン未満の場合）

PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金をお支払うもの。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷せたり他の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



事故の費用を補償します

2 PB責任保険ワイド

こんなときに保険金をお支払いします

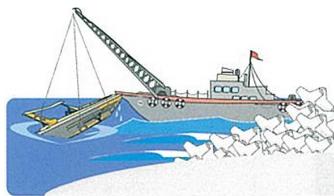
◆ 船骸撤去費用

100万円
限度

プレジャーボートが沈没や座礁などの不測かつ突発的な事故により全損となったとき、法令などによって撤去勧告・命令を受け、船骸撤去費用（引受保険会社が正当と認める費用）を負担する場合に、1事故につき100万円を上限に保険金をお支払いします。

「全損」とは以下のことをいいます。

- ①プレジャーボートが原型をとどめない状態になったとき
- ②プレジャーボートが原型に復旧が不可能なまで船体の主要部分に損害を受けたとき
- ③プレジャーボートの救助が技術的に不可能になったとき
- ④プレジャーボートが沈没し引揚が容易にできなくなったとき
- ⑤修理費用及び修理工場等への運搬費用の合計額がプレジャーボートの時価額を超えるとき



◆ 捜索救助費用

200万円
限度

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます。）の遭難により、遭難した乗船者を捜索、救助、移送する活動に対して、捜索者からの請求に基づいて乗船者が支出した捜索、救助、移送費用、またはプレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じた場合に曳航、救助のために要した費用のうちPB責任保険で支払われる人命及び船体の捜索救助費用以外の費用（引受保険会社が正当と認める費用）について保険金をお支払いします。

ただし、PB責任保険ワイドの捜索救助費用の対象となる額（PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等で支払われるべき費用の額を含みます。）が1万円以上のとき、引受保険会社が正当と認めた費用または200万円のいずれか低い額から、PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等の同種の損害、費用を補償する他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を保険金としてお支払いします。

※ PB責任保険では、船舶以外による救助費用はお支払いできません。

港内におけるプロペラてん絡物除去のためのダイバー等の費用や、修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

◆ 賠償責任

3,000万円
限度

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し他人の生命・身体を害し、または他人の財物を損壊したことで法律上負担しなければならない以下の賠償責任について、1事故につき損害賠償金等（争訟費用を除く）を合算して3,000万円を上限に保険金をお支払いします。

- 陸上（自宅脇など）保管中において、プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- 落水者など舷外の自船乗船者（自船からの落水者、ダイバーや水上スキーヤーなど）をプレジャーボートの運航により死傷させまたはその者の携行している財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- プレジャーボートの衝突事故により、被衝突船舶乗船者の所持品を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。（ただし、1事故1人あたり40万円を超え、100万円までの60万円をお支払いの限度とします）



各費用における被保険者の範囲

船骸撤去費用、水面清掃費用、賠償責任

・記名被保険者・記名被保険者の同居の親族でプレジャーボートを使用または管理中の者・記名被保険者の承諾を得てプレジャーボートを使用または管理中の者（ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航など船舶を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用者およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を遂行する他の機関を含みます。）が業務として受託したプレジャーボートを使用または管理している間を除きます。）

捜索救助費用

乗船者（操縦者を含みます）

◎保険金のお支払い

- それぞれの担保項目ごとの保険金額を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- 被衝突船舶乗船者の所持品に対する賠償責任以外はお支払いする費用の額がそれぞれ1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。（1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。）
- 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社または航空会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。
- 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法

次のような損害賠償金や諸費用をお支払します。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料等）
- ②損害の拡大防止・軽減に必要または有益な費用
- ③他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用
- ④損害の拡大防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意した費用
- ⑤万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用（事前に引受保険会社の同意が必要です。）

【お支払い方法】

- ・上記①～④の損害額の合計額は保険金額を限度にお支払いします。
- ・⑤の争訟費用については実額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。



レジャー艇のゲストの方へ

3 PB搭乗者傷害保険

こんなときに保険金をお支払いします

◆ 死亡保険金

左記の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき、1名につき保険金額の全額を、被災搭乗者の法定相続人にお支払いします。

◆ 後遺障害保険金

左記の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、1名につきその後遺障害の程度によりあらかじめ定められた額（保険金額の4%～100%）を、被災搭乗者にお支払いします。

◆ 医療保険金

左記の事故により、傷害を被り医師の治療を受けたとき、事故の日からその日を含めて180日以内で、医師による治療日数1日につき、1名あたりあらかじめ定められた日額を、被災搭乗者にお支払いします。（医学的他覚所見のない場合はお支払いの対象外となります。）

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- | | |
|---|--|
| ●について生じた傷害 | ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害 |
| ●被保険者の故意または過失によって、その本人について生じた傷害 | ●船から離れている時に生じた傷害 |
| ●船から離れている時に生じた傷害 | ●日射、熱射または精神的衝動による身体の障害 |
| ●飲酒し操縦している場合、または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦した場合のその本人 | ●自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦中にその者に生じた傷害 |

- 担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側））から外れているときに生じた事故による傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害

保険料（1年間）

① PB責任保険

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。保険料単位：円

保険金額 (1事故につき)	モーター・ボート				ヨット		
	5トン未満				5トン以上		
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超	5トン以上 (50馬力超※)	8m以下	8m超
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	—	10,200	14,700
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	27,570	10,700	15,700
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	11,100	16,300
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	11,400	16,800
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	34,410	11,800	17,500
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	36,850	12,000	17,900
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	38,960	12,100	18,200
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	12,300	18,600
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	42,620	12,500	18,900
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	44,550	12,700	19,200
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	46,270	12,900	19,500
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	47,790	13,100	19,800
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,330	13,200	20,100
							33,940

◎5トン未満のPB責任保険（上表青色の部分）は、保険料の割引があります。

無事故割引

無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上
20%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上
19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

※5トン以上でモーター・ボート50馬力以下又はヨット8m以下の場合は、お問い合わせください。

② PB責任保険ワイド

保険料単位：円

5トン未満	5トン以上
4,000	8,000

③ PB搭乗者傷害保険

保険料単位：円

定員	1名あたり 保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
	1日・1名あたり 医療保険金	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
1	2,360	4,720	6,300	8,400	12,380	
2	4,000	8,000	10,800	14,400	21,200	
3	5,160	10,320	13,860	18,480	27,220	
4	5,960	11,920	16,020	21,360	31,420	
5	6,520	13,040	17,640	23,520	34,610	
6	6,920	13,840	18,720	24,960	36,770	
7	7,120	14,240	19,260	25,680	37,790	
8	7,320	14,640	19,800	26,400	38,850	
9	7,520	15,040	20,340	27,120	39,910	
10	7,720	15,440	20,880	27,840	40,970	
11	7,920	15,840	21,420	28,560	42,030	
12	8,120	16,240	21,960	29,280	43,090	

※この表の定員以上の保険料については、お問い合わせください。

④ PB船体保険

〈保険金額1,000円あたりの保険料〉

単位：円

実損タイプ	25

○艇の時価（注）によって保険価額を協定し、保険金額は保険価額と同額とします。
(注)時価とは同等の新艇の購入に必要な費用から使用損耗による減価分を控除した額をいいます。

ご加入の手続き

ステップ 1 このパンフレットの「見積依頼書」に必要事項を記入し、「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意ください。

ステップ 2 お見積り等をご案内（お電話でのご連絡または「お見積書」の郵送またはFAX）した後、加入申込書・依頼書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ 3 保険開始日以前に、加入申込書・依頼書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。事故時に救助等の手配を行うものではありません。

フリーダイヤル

0120-661-104 FAX **046-881-0067**

（平日午前9時から午後5時まで）

●土日祭日及び夜間（午後5時から翌日午前9時まで）は、
0120-575-110（東京海上日動安心110番）までご連絡ください。

●保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容、他の保険契約の有無・内容、その他の必要事項について、プレジャーボート保険クレームデスクにご通知ください。また、盗難のときは遅滞なく警察にお届けください。

●ご契約内容確認のために加入者証記載の「加入者番号」が必要となりますので「加入者証」付属の「加入者カード」を携帯されることをおすすめします。また、後日のため、「事故発生通知書」を必ずFAXしてください。

●賠償責任について相手側と示談される場合や事故にあったプレジャーボートを修理される場合は、必ず事前に引受保険会社に通知し承認を得ることが必要です。

●この保険では被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

●保険金請求に必要な書類：保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、プレジャーボート保険クレームデスクまたは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問い合わせ下さい。保険金請求権については時効<3年>があります。ご注意ください。

ご加入の際のご注意

①告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。引受保険会社の代理店には告知領権があります。

②この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、PB搭乗者傷害保険を除き次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし、PB責任保険ワイドの「捜索救助費用」については同種の契約が他にある場合の保険金のお支払いは他の契約が優先扱いとなります。

③賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。

④この保険は、示談交渉付きではありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社等からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知ください。なお、引受保険会社等の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございます。

⑤ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

⑥取扱代理店は東京海上日動火災保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険（株）代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険（株）と直接契約されたものとなります。

⑦先取特権について：PB責任保険（5t以上）・PB責任保険ワイドの賠償責任部分において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の(1)～(3)までの場合に限られますので、ご了解ください。

(1)被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

(2)被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合

(3)被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入後の注意

①保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながら団体窓口へご照会いただきますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）などをご連絡願います。

②通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合にご連絡していただく義務）

（5トン未満のPB責任保険）

・プレジャーボートの